



# 玉名市認定農業者制度について

～制度説明資料～



令和8年度版  
(令和8年4月 1日改訂)  
(令和8年6月16日改訂)

■目次■

1. 認定農業者制度	・・・ P 1	
2. 組織活動	・・・ P 1	
3. 地域計画	・・・ P 1	
4. 資金の融通	・・・ P 2	
①スーパーL資金	②スーパーS資金	③農業近代化資金
④農業改良資金	⑤農業経営負担軽減支援資金（農業負債整理）	
⑥青年等就農資金		
5. 農地の集約	・・・ P 5	
①玉名市農地集約化促進事業	②玉名市天水地区農地集約化促進事業	
③農地中間管理事業	④機構の特例事業	
6. 農業者年金	・・・ P 7	
①農業者年金保険料の控除対象	②農業者年金保険料の国庫補助	
7. 補助事業	・・・ P 9	
①玉名市農業機械等整備事業（市）	⑭経営所得安定対策（国）	
②玉名市天水地区農業機械等整備事業（市）	⑮環境保全型農業直接支払事業（国・県・市）	
③強い農業づくり総合支援交付金 （産地基幹施設等支援交付金）（国）	⑯環境負荷低減事業活動（みどり認定）・くまもとグリーン農業（県）	
④農地利用効率化等支援交付金（国）	⑰中山間地域等直接支払制度（国）	
⑤産地生産基盤パワーアップ事業（国）	⑱くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業（県・市）	
⑥果樹経営支援対策事業（国・県）	⑲麦・大豆生産技術向上事業（国・県・市）	
⑦天水地区果樹産地生産基盤強化推進事業（市）	⑳玉名市有害獣被害防護施設整備事業（市）	
⑧攻めの園芸生産対策事業（県）	㉑玉名市天水地区有害獣被害防護施設整備事業（市）	
⑨園芸産地における事業継続強化対策（国・県）	㉒玉名市鳥害対策事業（市）	
⑩園芸施設有効活用緊急支援事業（県）	㉓多面的機能支払交付金事業（国・県・市）	
⑪新規就農者育成総合対策（国・県）	㉔玉名市土地改良事業（市）	
⑫新規就農者確保緊急円滑化対策（国・県）	㉕農作業安全講座（県農業大学校）	
⑬遊休農地解消対策事業（国）	㉖施設園芸等燃料価格高騰対策事業（国）	

■ご注意

今後、特に補助事業内容については内容の見直し等により、変更される場合があります。  
最新の情報や詳細については、各担当窓口までお問合せください。

## 1. 認定農業者制度

### ■ 認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を県、市、農業委員会、JAによる審査会を経て市長が認定し、その計画達成に向けた取組を関係機関・団体が支援する仕組みです。

### ■ 認定の基準

(1) 申請する計画が、市の定める「基本構想」に照らして適切であること

年間労働時間	年間 2,000 時間／従業者 1 人当たり
年間所得（個人）	概ね 400 万円以上
“（家族）	概ね 800 万円以上
“（法人）	概ね 1,500 万円以上

(2) 計画が達成されることが確実と見込まれること

(3) 計画が農用地の効率的・総合的な利用を図るため適切であること

### ■ 計画の検討

認定農業者は、申請（更新）時に経営改善計画書を作成するに当たり、次のような内容について経営の見直しと併せて5年後の計画を立てる機会を有します。

(1) 自分の経営をどういう方向に改善・発展させていくのか

(2) それをどのような方法で実現させていくのか

(3) 経営規模・作付内容

(4) 生産方式をどのように合理化するか（新技術、機械の導入による省力化等）

(5) 経営管理をどう高度化するか（複式簿記の記帳等）

(6) 就業条件をどう改善するか（休日制・給料制の導入、社会保険の加入等）

※この計画を作成することにより、自らの経営の現状を点検し、5年後に向けた目標とその達成の方法を検討するものであり、経営改善へ向けた取組を行いません。

## 2. 組織活動

玉名市には、認定農業者、認定新規就農者を含め約 950 件の経営体がおられます。そのほとんどが、更なる経営改善や情報交換等を図ることを目的に組織された、「認定農業者協議会」へ加入し、さまざまな研修や情報交換のための活動が実施されています。

なお、玉名市認定農業者連絡協議会は、玉名市からの業務委託料、JA たまな及び JA 大浜からの助成金にて活動しています。

## 3. 地域計画

玉名市では、令和 7 年 3 月 11 日に市内を 13 地域に分け、農業版の「地域計画」を策定し、併せて、誰がどの農地を守っていくか等を示した「目標地図」を作成しました。策定以降は年 2 回の見直しを行い、農地の有効利用について協議しています。

(1) 地域計画へ位置付ける対象者・・・認定農業者及び認定新規就農者

(2) 目標地図へ位置付ける農地・・・農振農用地を原則

## 4. 資金の融通

### ■ 認定農業者のみが利用できる低利の資金：スーパーL資金、スーパーS資金

#### ① スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

<b>対象事業</b>
農業経営改善計画に示された具体的な経営改善計画の措置を実行していくうえで必要な長期資金（50万円以上の事業に限る）
(1)農用地の取得、改良等 (2)農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得 (3)農産物の加工処理、流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得 (4)借地権、機械等の利用権その他の無形固定資産の取得等 (5)家畜・果樹の導入、農地貸借料の支払、その他農業経営の改善を図るのに必要な長期資金 (6)負債の整理その他農業経営の改善の前提として経営の安定に必要な長期資金
<b>貸付利率</b>
償還期間に応じて1.65～2.50（令和8年3月18日現在） ※地域計画のうち目標地図に位置付けられたもののみ5年間実質無利子化
<b>償還期間</b>
25年以内（内据置10年）
<b>融資限度額</b>
個人：3億円　法人：10億円 ※ただし、負債整理等融資対象事業(6)への貸付は貸付限度額の5分の1に相当する額
<b>融資率</b>
100%

#### ② スーパーS資金

<b>対象事業</b>
農業経営改善計画に示された具体的な経営改善計画の措置を実行していくうえで必要な短期運転資金
(1)種苗代、肥料代、飼料代 (2)小農具・消耗品の購入 (3)営農用施設・機械の修繕費 (4)地代 (5)営農用機械のリース料 (6)市場開拓費等
<b>貸付利率</b>
2.15% 変動利率制（令和8年3月18日現在）
<b>償還期間</b>
手形貸付・証書貸付：1年以内 当座貸越：1年程度の当座貸越契約期間内 ※ただし、農業経営改善計画期間中は、極度額の範囲内で借換を行うことができる
<b>貸付限度額</b>
極度額を設けて随時借入・随時返済を繰り返して利用 個人：500万円（畜産・施設園芸は2,000万円） 法人：2,000万円（畜産・施設園芸は8,000万円）

■ 認定農業者が金利や融資率の優遇が受けられる資金

⇒農業近代化資金、農業改良資金

③ 農業近代化資金

令和8年度に農業近代化資金法が改正される見込みです。(貸付限度額の引き上げ、償還期間の延長など)

詳しくは、各金融機関にお尋ねください。

資金使途	
(1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通、加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(1号資金) (2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金 (2号資金：果樹等植栽育成資金) (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金(3号資金：家畜購入育成資金) (4) 事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金(4号資金：小土地改良資金) (5) 農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金(5号資金：長期運転資金) ア 農地等の賃借権等の取得に必要な資金 イ 農機具等の賃借権等の取得に必要な資金 ウ 能率的な農業技術又は経営方法の取得のための研修資金 エ 品種の転換に必要な資金 オ 農産物の需要を開拓するための調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金 カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得及び研究開発に必要な資金 キ 農業経営を法人化するため及び構成員として法人に参加するために必要な資金 ク ア～キに掲げるもののほか、農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金 ※ウ～キに掲げるものの貸付対象者は認定農業者・集落営農組織に限り、クに掲げるものは認定農業者・集落営農組織・農業参入法人に限る。 (6) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって、施設の改良、造成又は取得に要する資金(6号資金：農村環境整備資金) (7) 農村給排水施設の取得等、特定農家住宅の取得等、内水面養殖施設の取得等 (7号資金：大臣特認資金)	
貸付利率	
2.50% 認定農業者の特利 1.65～2.35% (令和8年3月18日現在) ※100万円超案件に対して、アグリサポート基金からの利子補給により貸付当初5年間のみ実質無利子化(農協窓口の場合)	
償還期間	
1号資金	個人：15年以内(農機具のみ7年以内) 共同：20年以内(農機具のみ10年以内)
2号資金	個人、共同：15年以内 認定就農者：17年以内
3号資金	個人、共同：7年以内 認定就農者：10年以内
4号資金	個人、共同：15年以内 認定就農者：18年以内
5号資金	個人、共同：15年以内 認定就農者：17年以内
6号資金	20年以内
7号資金	個人、共同：15年以内 認定就農者：17年以内

<b>貸付限度額</b>
個人：1,800万円 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社等：2億円 農業を営む任意団体（集落営農組織）：2億円 農業参入法人：1億5千万円 共同：15億円
<b>融資率</b>
80%（認定農業者、集落営農組織は100%）

#### ④ 農業改良資金

<b>対象事業</b>
みどりの食料システム法、6次産業化法の認定を受けた農業者等が農業の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工や新作物に取り組む場合、あるいは新技術の導入などにチャレンジすることを支援するため、無利子の農業改良資金を貸し付けることにより、農業経営の安定及び農業生産力の増強に資する。 (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金 (2) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金 (3) 家畜の購入又は育成に必要な資金 (4) 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金 (5) 農地又は採草放牧地について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金 (6) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する賃借の全額を一時に支払うのに必要な資金 (7) 能率的な農業技術又は経営方法の取得のための研修資金 (8) 品種の転換を行うのに必要な資金 (9) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金 (10) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金 (11) (5)から(10)に掲げるもののほか、農業経営の改善に必要な農薬費その他の費用（種苗費、肥料代、燃料費等、雇用労賃及び機械・施設の修繕費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限るもの）に充てるのに必要な資金
<b>貸付利率</b>
無利子
<b>償還期間</b>
12年以内（内据置3年又は5年以内）
<b>貸付限度額</b>
個人：5千万円　　法人：1億5千万円
<b>融資率</b>
100%

#### ⑤ 農業経営負担軽減支援資金（農業負債整理）

<b>対象事業</b>
営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借り換え。ただし、当該負債が制度資金である場合には、貸付利率が年5%以下のものは対象とならない。
<b>貸付利率</b>
2.50%（令和8年3月18日現在）　　基準金利：3.75%

<b>償還期間</b>
通常 10 年以内 特認 15 年以内 (内据置 3 年)
<b>貸付限度額</b>
営農負債残高

## ⑥ 青年等就農資金

<b>貸付対象者</b>
新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者） ※青年等：45 歳未満、知識・技能を有するもの（65 歳未満） これらの者が役員の過半数を占める法人 ※農業経営を開始してから一定期間（5 年）以内のものを含み、認定農業者を除く
<b>資金の用途</b>
施設・機械：農業生産用の施設及び機械、処理加工施設、販売施設 果樹・家畜等：家畜の購入費、果樹や茶葉の新植及び改植費、育成費 借地料：農地の借地料や施設・機械のリース料の一括払い等 経営費：経営開始に伴って必要となる資材費等 ※農用地の取得は対象外
<b>貸付条件</b>
限度額：3,700 万円（特認限度額 1 億円） 返済期間：17 年以内（内据置期間 5 年以内） 年利率：無利子 担保：実質的な無担保（原則として、融資対象物件のみ） 保証人：実質無担保・無保証人
<b>貸付機関</b>
株式会社日本政策金融公庫

## 5. 農地の集約

### ① 玉名市農地集約化促進事業

農業の生産性の向上及び作業効率化を図ることを目的に農地集約を行った者に対し、補助金を交付する。

補助対象農地は、

- (1) 農地法の規定による所有権移転（相続除く）又は 5 年以上の賃借権及び使用貸借権の設定
  - (2) 農地中間管理法の規定による 5 年以上の農地中間管理権の設定
- 上記 2 点のいずれかを満たした以下の農地になります。
- (1) 地域担い手が耕作している筆に畦畔で接続する農地及び耕作放棄地
  - (2) 地域担い手が耕作している筆に農道又は水路等を挟んで隣接する農地及び耕作放棄地
  - (3) 地域担い手が耕作している筆に各々一隅で接続する農地及び耕作放棄地

補助対象者は、

【借り手（譲受人）】地域計画に位置付けられている中心経営体、認定農業者、認定新規就農者（市内に所在地又は住所を有する者）

【貸し手（譲渡人）】集約のために耕作者の変更を行う農地所有者又は変更前耕作者（市内に所在地又は住所を有する者）

補助金は、以下に定めるものとし、対象農地につき 1 回限りとする。

(10a 当たり)

区分	地目	助成金		備考
			耕作放棄地の場合	
借手(譲受人)	田、畑、樹園地	10,000 円	13,000 円	助成金の1,000円未満の端数は、切り捨てる。
貸手(譲渡人)	田、畑、樹園地	7,000 円	10,000 円	

## ② 玉名市天水地区農地集約化促進事業

農業の生産性の向上及び作業効率化を図ることを目的に天水地区において農地集約を行った者に対し、補助金を交付する。

補助対象農地は、

- (1) 農地法の規定による所有権移転（相続除く）又は5年以上の賃借権及び使用貸借権の設定
- (2) 農地中間管理法の規定による5年以上の農地中間管理権の設定
- (3) 基盤法の規定による5年以上の利用権の設定

上記2点のいずれかを満たした以下の天水地区の農地になります。

- (1) 地域担い手が耕作している筆に畦畔で接続する農地及び耕作放棄地
- (2) 地域担い手が耕作している筆に農道又は水路等を挟んで隣接する農地及び耕作放棄地
- (3) 地域担い手が耕作している筆に各々一隅で接続する農地及び耕作放棄地

補助対象者は、

【借り手（譲受人）】 地域計画に位置付けられている中心経営体、認定農業者、認定新規就農者（市内に所在地又は住所を有する者）

【貸し手（譲渡人）】 集約のために耕作者の変更を行う農地所有者又は変更前耕作者  
補助金は、以下に定めるものとし、対象農地につき1回限りとする。

(10a 当たり)

区分	地目	助成金		備考
			耕作放棄地の場合	
借手(譲受人)	田、畑	12,000 円	15,000 円	助成金の1,000円未満の端数は、切り捨てる。
	樹園地	15,000 円	18,000 円	
貸手(譲渡人)	田、畑	12,000 円	15,000 円	
	樹園地	15,000 円	18,000 円	

## ③ 農地中間管理事業

農地中間管理事業は、「高齢化」や「後継者がいない」などの理由で耕作できない農地を借り受け、担い手農家に貸し付ける国の制度です。農地中間管理機構（熊本県農業公社が農用地等の中間的受け皿となり、農用地等の有効利用や担い手への集積・集約を進めるための事業です。

市町村（農業委員会）は機構の窓口となり、農地の貸し借りの相談、手続きの受け付け等を行います。

## ④ 機構の特例事業

離農農家や規模縮小農家等から農地中間管理機構が農地を買い入れて、規模拡大等による経営の安定化を図ろうとする農業者に対して、農地を効率的に利用できるよう調整等した上で、農地の売渡しを行う事業です。

## 6. 農業者年金

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者（免除除く）で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の人であれば誰でも加入できます。（国民年金の付加年金400円/月への加入が必要）また、令和4年5月より、60歳以上65歳未満で農業に従事する国民年金任意加入被保険者も農業者年金に加入できるようになりました。

国民年金任意加入被保険者とは、国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、国民年金に任意で加入している方です。

### ① 農業者年金保険料の控除対象

支払った農業者年金及び国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象（民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円）となり、更に将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

#### ■ 保険料支払いによる節税効果の試算（所得税・住民税）

課税所得金額	税率	月額2万円	月額6万7千円
		年間24万円の場合	年間80万4千円の場合
195万円以下	15.1%	36,000円	121,000円
195万円超～330万円	20.2%	48,000円	162,000円
330万円超～695万円	30.4%	73,000円	244,000円

※R8年度国民年金保険料：17,920円/月×12か月＝215,040円/年

### ② 農業者年金保険料の国庫補助（保険料補助の3つの要件）

- ア 60歳までに20年以上の加入が見込まれる人。
- イ 必要経費等を控除した後の農業所得が900万円以下であること。
- ウ 次表の区分1～5のいずれかに該当する人。

区分	必要な要件	年齢	国が補助する額	自己負担する保険料の額
1	認定農業者で青色申告者 （法人は不可）	35歳未満	10,000円	10,000円
		35歳以上	6,000円	14,000円
2	認定新規就農者で 青色申告者	35歳未満	10,000円	10,000円
		35歳以上	6,000円	14,000円
3	区分1又は2の者と家族経営 協定を締結し経営に参画して いる配偶者又は後継者	35歳未満	10,000円	10,000円
		35歳以上	6,000円	14,000円
4	認定農業者又は青色申告者の いずれか一方を満たす者で、3 年以内に両方を満たすことを 約束した者	35歳未満	6,000円	14,000円
		35歳以上	4,000円	16,000円
5	35歳まで（25歳未満の場合は 10年以内）に区分1の者とな ることを約束した後継者	35歳未満	6,000円	14,000円
		35歳以上	—	20,000円

※保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定されます。  
（保険料の補助が受けられる期間：最長20年間）

- エ 35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間。  
 オ 35歳以上であれば10年以内。  
 通算して最長20年間（補助額は最高216万円）

★農業者年金に加入した場合の受給額（年額）の試算  
 ～保険料月2万円の場合～

加入 年齢	納付 期間	性別	保険料国庫補助のない 加入の場合		保険料の国庫補助を受ける 加入の場合			
			保険料本人 負担額総額	農業者 老齢年金 支給額（年間）	保険料本人 負担額総額	支給総額 （年間）	農業者老齢 年金支給額	特例付加 年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	83万円	744万円	84万円	60万円	24万円
		女性		73万円		73万円	52万円	21万円
30歳	30年	男性	720万円	55万円	588万円	56万円	43万円	13万円
		女性		48万円		48万円	38万円	11万円
35歳	25年	男性	600万円	43万円	528万円	44万円	37万円	6万円
		女性		38万円		38万円	33万円	5万円

※上のケースは保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ令和7年度は、1.35%です。

保険料の国庫補助を受ける加入の場合、65歳からの老齢年金と経営継承後の特例付加年金の2本立てになります。農業者年金は納付された保険料と運用益を原資として年金額が決まります。若い時から加入することで少ない月々の負担でも、二段構えで老後生活に備えられます。

## 7. 補助事業

### ① 玉名市農業機械等整備事業（市）

【申請期間】 ①機械導入、施設の設置

令和8年4月6日（月）から令和8年5月12日（火）

②ドローン技能認定

令和8年4月6日（月）から令和9年2月26日（金）

※8時30分から17時まで（ただし、12時から13時は除く）

【申請場所】 玉名市役所 農業政策課 農業振興係（電話：75-1126）

・申請者が農業政策課へ持参して申請すること。（郵送での申請不可）

※書類は記入し、添付書類、資料を全て揃えた状況で申請すること。

【必要書類】 ※様式は窓口配布又はHPからダウンロードして規定様式に記入

申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書
- ・収支予算書
- ・農業機械等整備事業計画書

添付書類・資料

- ・見積書（3社分・最低見積額採用での申請） ※カラーコピー不可。
- ・カタログ（1部） ※申請対象に印をつける。
- ・通帳表紙裏見開きのコピー ※必ずコピーを持参すること。
- ・申請者の「住民票」及び市税の「滞納のない証明書」（本庁市民課または岱明・横島・天水支所市民生活課にて取得。）

【補助率・補助限度額・補助要件等】 ※申請対象により、内容が異なるので要確認

補助対象事業		補助率	補助金限度額	申請時の補足書類	補助要件等
果樹関係	スピードスプレーヤ	25%以内	210万円	作業道の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者は認定農業者であること（団体等の場合は、認定農業者が1人以上含まれること。）また、認定新規就農者も含む。</li> <li>・スピードスプレーヤ導入については、可動できる園地の耕作面積が3ha以上であること。</li> <li>・当事業で導入した表示を行うこと。</li> </ul>
施設園芸関係	ハウス外部自動開閉装置	25%以内	28万円	施設の平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者は認定農業者であること（団体等の場合は、認定農業者が1人以上含まれること。）また、認定新規就農者も含む。ただし、防油堤については、この限りでない。</li> <li>・防油堤設置箇所で、自己所有地でない場合は、所有者からの同意書が必要。</li> <li>・省力化防除機は、当事業で導入した表示を行うこと。</li> </ul>
	ハウス内部自動開閉装置		28万円		
	防油堤		5.6万円/箇所		
	省力化防除機		28万円		

普通作関係	トラクター、コンバイン、田植機、乗用管理機（防除機）	25%以内	350万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・④受託組合員等名簿（団体等の場合）</li> <li>・⑤-1小作計画書・作業受託計画書（農地基本台帳添付）</li> <li>・団体規約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者は認定農業者であること（団体等の場合は、認定農業者が1人以上含まれること。）また、認定新規就農者も含む。</li> <li>・申請する経営体の自作地又は利用権設定等（作業受託も含む。）が5ha（団体等の場合は10ha）以上あること。</li> <li>・機種ごとに別途要件説明あり。</li> <li>・当事業で導入した表示を行うこと。</li> </ul>
	農薬散布用ドローン		84万円		
共通	自走式動力噴霧器	25%以内	21万円		<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者は認定農業者であること（団体等の場合は認定農業者が1人以上含まれること。）また、認定新規就農者も含む。</li> <li>・当事業で導入した表示を行うこと。</li> </ul>
	その他トラクター		70万円		
	ドローン技能認定		5万円		

※補助対象機種（施設）は、掲載しているもののみ。

（玉名市農業機械等整備事業実施要綱による。）

【注意事項】

- ・申請者（事業主体）は、申請時に住所を玉名市内に有し、かつ継続して6ヶ月以上在住している人が対象。
- ・予算の範囲内（予算額35,000千円）で補助金を交付します。なお、ドローン技能認定については、この中から30万円を予算額とし先着順に受付を行い、予算が無くなり次第事業終了とする。
- ・申請件数、金額により補助額が変動する。  
（平成28年度から補助率を一律25%以内とする。）
- ・国、県補助事業の対象となったものについての重複申請は不可。
- ・令和6年度から令和8年度までの1戸又は1団体当たりの補助限度額は350万円となっており、限度額以上の補助は受けられない。  
※ドローン技能認定については、補助限度額はなし。（更新可）
- ・補助金の1,000円未満の端数は切捨て。
- ・中古の機械（実演機含む）は、補助対象外。
- ・過去に当事業にて補助を受けた機械の法定耐用年数内【7年間】（平成30年度以降申請分）は同種機械の申請は不可。  
※平成20年度税制改正による。  
※その他トラクターについても過去導入のトラクターと同種機械とする。
- ・コンバイン・田植機・乗用管理機・農薬散布用ドローンについては作業受委託証明で申請可能。
- ・農薬散布用ドローンについては、国土交通省へ航空法に基づく飛行の許可・承認の申請を行い、許可・承認を受けること、散布実施計画及び実績報告を提出することが条件とする。
- ・その他トラクターについての面積要件はなし。
- ・原則として補助対象は標準装備とし、付属品については個々の内容により生産性向上が見込まれると判断された場合はその限りでない。

- ・ハウス内部及び外部自動開閉装置（レール含む）のみ補助の対象となる。（被覆材・カーテンは資材扱いとなり対象外。）
- ・ハウス自動開閉装置はモータまでを装置として補助対象。（設置に係る費用も含む。）
- ・前年度に申請の取下げを行った方は、翌年度の申請不可。
- ・『事業費』とは、購入（設置）にかかる見積額（製品代＜設置費＞）とする。（消費税込み）
- ・『補助申請額』の算定は、見積額から消費税を除いた部分で算定。
- ・【トラクター、コンバイン・田植え機、乗用管理機】は『小型特殊自動車』の農耕作業車であり、軽自動車税が課税される。（道路運送車両法施行規則別表第1による。※公道走行の有無を問わず課税される。）機械取得時に申告し、ナンバープレートの交付を受けること。（無申告は法律違反。）【平成28年度から税額2,400円に改正（地方税法）】
- ・農薬散布用ドローンは、航空法その他関係するガイドライン、運用等に従い使用すること。
- ・償却資産課税対象となる「機械」「施設」については、適切な申告を行うこと。

## ② 玉名市天水地区農業機械等整備事業（市）

【申請期間】6月中旬から翌年2月末日まで

【申請場所】玉名市役所 農業政策課 農業振興係（電話：75-1126）

玉名市農業機械等整備事業の交付決定通知書を持参して申請

【対象者】玉名市農業機械等整備事業の交付決定を受けた者で、天水地区において農業機械を新たに取得した者及び農業用ハウス整備に関する設備を新たに取得した者

【補助額】玉名市農業機械等整備事業の交付決定額の20%以内

## ③ 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）（国）

【時期】例年5月中旬～8月下旬に次年度事業の要望調査

【場所】玉名市役所 農業政策課 農業振興係（電話：75-1126）

・生産技術高度化施設（低コストハウス耐候性ハウス整備）

【補助率】：1/2以内

ハウス定義：耐風性50m/s（平成25年より条件付きで35m/sに緩和）。緩和条件は、地域における過去最大瞬間風速が35m/s未満であること（玉名市の過去最大瞬間風速は37.2m/s）。

【採択要件】

ア 営農集団（常時従事者（原則年間150日以上）が5名以上であること）

イ 品質向上、コスト削減などの成果目標で設定すること

ウ 総事業費が5千万円以上（県知事特認で5千万円未満でも実施可）

エ 露地野菜10ha、施設野菜5ha（耐候性ハウス導入の場合は5a）等面積要件を満たしていること

【共同要件】

ア 栽培管理作業（育苗、播種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等）のうちいずれかを共同で行う。

イ 共同出荷

ウ 資材（肥料・農薬等）の共同購入

エ 台帳整理

オ 所有の明確化

カ 共同での管理運営

#### ④ 農地利用効率化等支援交付金（国）

【時 期】例年7月上旬～翌年8月中旬に次年度事業の要望調査

【場 所】玉名市役所 農業政策課 担い手支援係（電話：75-1126）

【対象者】地域計画に位置付けられた農業者（認定農業者、認定新規就農者）

認定農業者等が、農業機械・施設の導入等を行なう場合に、投資費用の3割を助成する事業。農業機械、施設等の取得にかかる資金を金融機関等から借り入れ、残りの自己負担分に対して補助されるもので、経営改善目標を設定し、原則3年以内に目標達成する必要がある。採択制であり希望すれば必ず受けられる事業ではない。

【補助率】助成対象経費の3/10

#### ■ ポイント表…実績に応じ加点（全国競争ポイント）

項目	取組の内容	点数
①付加価値額の拡大	直近年の付加価値額を参照	現状ポイント 1～2点 目標ポイント 1～5点
②経営面積の拡大	目標年度に現状より経営面積の拡大を行うもの。	1～5点
③労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等による農作業の一部又は全部の労働時間について目標年度までに10%以上削減すること。	1～3点
④経営管理の高度化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在又は目標年度までに法人化する。</li> <li>・ 国際水準GAPの認証を取得している。</li> <li>・ 農業版事業継続計画（BCP）を策定している。</li> <li>・ 現在又は目標年度までに青色申告を行う。</li> </ul>	1～5点
⑤新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。ただし、認定新規就農者に限る。	2～5点
⑥農業者の育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1～2点
⑦女性の取組	以下のいずれかの取り組みである ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている。又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者） イ 代表者が女性であるか、役員又は構成員のうち女性が過半を占める法人若しくは任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が該当部門の責任者であるもの。	3点
⑧輸出事業計画との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入する機械等がその計画の取組内容に関連するものであること。</li> <li>イ 助成対象者又は助成対象者が所属する団体等がフラッグシップ輸出産地に参加しており、導入等する機械等がその産地の取り組み内容に関連するものであるもの。</li> </ul>	各1点

⑨環境配慮の取組	有機 J A S の認証を受けている。	1 点
⑩労働環境の改善	ア 労働保険（労働者災害補償保険・雇用保険）に加入している。 イ 社会保険（厚生年金保険・健康保険）に加入している。 ウ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	各 1 点

■ 個人目標…3 年以内に達成すべき目標（必須目標とは別に 1 項目以上選択）

目標項目	目標水準（事業実施年度の翌々年度の姿）
<b>【必須目標】</b> 付加価値額の拡大	付加価値額（収入総額から費用総額を控除した額に人件費（専従者は除く）を加算した額をいう。以下同じ。）の拡大に取り組む。
<b>【選択目標】</b> ①農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質の向上、加工や契約栽培等の新たな販売方式の導入等により農産物の価値向上に取り組む。又は、輸出（他の事業者との連携を含む。）、異分野の事業者との連携等により農産物の新たな市場の開拓等に取り組む。
②単位面積当たりの収量の増加	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による単位面積当たりの収量の増加に取り組む。
③経営コストの縮減	栽培管理技術の改善、作業の効率化、生産資材の効率利用等により経営コスト（農産物の生産・流通その他経営に係るコストを含む。）の縮減に取り組む。
<b>事業関連取組目標</b> ④経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして現状より総経営面積の拡大を行う。
⑤労働時間の縮減	栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。
⑥経営管理の高度化	ア 農業経営の法人化を行う。 イ 青色申告承認申請書を提出し、青色申告を行う。 ウ 有機 JAS の認証を受けている面積を拡大する。

■ 個人目標に対する資料対策…目標設定時及び毎年 6 月報告時に提出

成果目標項目	事後評価の検証方法
<b>必須目標</b> ①付加価値額の拡大	確定申告書、会計帳簿等による付加価値額の確認
<b>選択目標</b> ②農産物の価値向上	営農、栽培、加工販売の実態を証する書類、有機 JAS 等の認証を証する書類、取組の実践に必要な諸資材等の購入を証する書類等
③単位面積当たりの収量の増加	出荷伝票、データ等
④経営コストの縮減	確定申告書等
<b>事業関連取組目標</b> ⑤経営面積の拡大	農地基本台帳、利用権設定関係書類、農作業受委託契約書及び現地調査による確認
⑥労働時間の縮減	作業日報、営農計画書（農作業時間削減計画書）等
⑦経営管理の高度化	法人登記簿、法人化計画書、GLOBALG. A. P. 又は ASIAG. A. P の認証書、「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」等

## ⑤ 産地生産基盤パワーアップ事業（国）

【時期】例年1月～3月の間で国要望調査あり（事業メニューにより異なる）  
（県要望調査が7月～8月にあり、国要望調査前に県要望を行う必要あり）

【場所】玉名市地域農業再生協議会（電話：75-1126）  
（玉名市役所 農業政策課 農業振興係）

【対象者】地域一丸となって収益力強化に取り組む産地で、主体となる農業者団体等  
【要件等】

### (1) 産地の設定

産地の範囲、現状と課題、今後の展望を整理する。

### (2) 面積要件

水稲 50ha、麦 30ha、大豆 20ha、果樹 10ha、露地野菜 10ha、施設園芸 5ha、  
ばれいしょ 25ha など

### (3) 取組目標

取組の2年後までに以下の8つのうち1つを必ず達成する必要がある。

- ①生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
- ②販売額又は所得額の10%以上の増加（10aあたり）
- ③契約栽培の割合の10%以上の増加、かつ契約栽培率が50%以上とする
- ④需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%
- ⑤直近年の輸出実績がある場合、輸出向け出荷量または出荷額の10%以上の増加
- ⑥輸出の新規取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上
- ⑦労働生産性の10%以上の向上
- ⑧農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上増加かつ50%以上とすること

### 【助成対象】

- (1) 整備事業：集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウスの建設
- (2) 生産支援事業：農業用機械リース、生産資材の導入、ヒートポンプ等省エネ機器の導入

※対象外 汎用性の高いもの、50万円未満の機械等、毎年度交換する必要がある資材、他の国庫補助が関係するもの 等

### 【補助率】

事業費の1/2以内

### 【注意事項】

上記の取組に参加するには以下の点に注意する。

- (1) 産地の収益力強化が目的なので、目標の達成には取組者以外の農家のデータを含めた内容で達成する必要がある。
- (2) 既に産地化している作物と地域で重複した申請ができないので、取り組む場合は近隣の農家との協議が必要。
- (3) 要望調査の後、すぐにヒアリングが実施されるので、根拠資料など具体的な書類の提出が必要となる。そのため、要望調査の前に早めの相談が必要。
- (4) 目標が達成されない産地が発生した場合は、次年度以降の取組ができなくなるので、必ず達成できる目標で取り組む。
- (5) 低コスト耐候性ハウスの建設を行った場合、事業完了後6年以内に整備圃場の畑地化が必要。

## ⑥ 果樹経営支援対策事業（国・県）

【時 期】 例年 2 月下旬～3 月上旬

【場 所】 J A たまな生産部会員は、天水供給センター果樹担当  
または、J A たまな本所果樹課、

上記以外の方は玉名市役所 農業政策課 農業振興係（電話：75-1126）

【対象者】 玉名市内に住所を有する玉名市認定農業者のうち、地域計画に位置付けられた農家、または 4 年以内に位置付けられることが確実と見込まれる農家。  
（ただし、60 代までの農家、または 60 代までの後継者のいる農家）

【対象園】 農業振興地域内の農用地区域内のみ

※実施面積の下限は、改植、新植、高接ぎの場合、一筆地続きで 2a（200 m<sup>2</sup>）以上。その他の定率事業は、一筆地続きで 10a（1,000 m<sup>2</sup>）

【対象事業】

### (1) 改植

補助率：定額 23 万円/10a + 未収益機関の補助 22 万円/10a

（転換先が落葉果樹の場合：定額 17 万円/10a + 未収益期間の補助 22 万円/10a）

### (2) 新植

補助率：定額 21 万円/10a + 未収益機関の補助 22 万円/10a

（転換先が落葉果樹の場合：定額 15 万円/10a + 未収益期間の補助）

### (3) 高接ぎ

補助率：定率 事業費の 1/2 以内

### (4) 園内道整備

補助率：定率 事業費の 1/2 以内

※原則、収入保険又は果樹共済に加入していることが条件。

また、耕作面積の 8 割以上が玉名地域の推奨品種であること。

### (5) かん水施設整備

補助率：定率 事業費の 1/2 以内

※原則、収入保険又は果樹共済に加入していることが条件。

また、耕作面積の 8 割以上が玉名地域の推奨品種であること。

### (6) 防霜・防風施設整備

補助率：定率 事業費の 1/2 以内

※原則、収入保険又は果樹共済に加入していることが条件。

また、耕作面積の 8 割以上が玉名地域の推奨品種であること。

### (7) 省力樹形型根域制限栽培

（改植）

補助率：定額 111 万円/10a + 未収益期間の補助 22 万円/10a

・ 転換先が落葉果樹の場合：定額 100 万円/10a + 未収益期間の補助 22 万円/10a

・ ジョイント栽培の場合：定額 33 万円/10a + 未収益期間の補助 22 万円/10a

（新植）

補助率：定額 108 万円/10a + 未収益期間の補助 22 万円/10a

・ 転換先が落葉果樹の場合：定額 99 万円/10a + 未収益期間の補助 22 万円/10a

・ ジョイント栽培の場合：定額 32 万円/10a + 未収益期間の補助 22 万円/10a

### (8) 未来型果樹農業等推進条件整備

水田等に新植し新たな産地を作る「1. 新産地育成型」と、中山間地等の既存産地を改植・新植する「2. 既存産地改良型」があり、両方とも概ね 2ha 以上の面積で導入する場合に支援対象となります。地域や組織で新たな産地化を検討される場合は申し出ください。

【注意事項】

- ・【対象事業】(4)、(5)及び(6)については、申請後に産地生産基盤パワーアップ事業へ切り替わる可能性がある（事業メニューについては本事業と同じ）、産

地生産基盤パワーアップ事業の要件（申請者が耕作している全ての園地の内、8割以上が地域の推奨品種であること）を満たしていること。

### ⑦ 天水地区果樹産地生産基盤強化推進事業（市）

【時 期】8月下旬～

【場 所】玉名市役所 農業政策課 農業振興係（電話：75-1126）

【対象者】玉名市内に住所を有する玉名市認定農業者のうち、地域計画に位置付けられた農家とし、果樹経営支援対策事業及び、果樹未収益期間支援事業（改植、新植の取組）並びに果樹経営支援対策事業（園内整備等の取組）を行い事業の交付決定を受けた者。

【対象取組】天水地区にて行われる、次のいずれかに該当する取組とする。

- (1) 優良品種への改植又は新植の取組
- (2) 園地整備（園内道の整備、用水・かん水施設の整備及び防風設備の整備等）

【補助額及び補助率】

- (1) 玉名地域果樹産地協議会の果樹産地構造改革計画にて、推奨品種として登録されている品種（以下「推奨品種」という。）のうち、温州みかん又は中晩柑の品種への改植の取組をした場合 45千円/10a
- (2) 温州みかん又は中晩柑において、推奨品種への新植の取組をした場合 43千円/10a
- (3) なし、ぶどう、くり、もも、すもも、うめ、かき又はキウイにおいて、推奨品種への改植の取組をした場合 39千円/10a
- (4) なし、ぶどう、くり、もも、すもも、うめ、かき又はキウイにおいて、推奨品種への新植の取組をした場合 37千円/10a
- (5) 推奨品種が作付けしてある園地において園地整備の取組をした場合 各補助事業交付額の1/2

### ⑧ 攻めの園芸生産対策事業（県）

【時 期】例年3月中旬から4月上旬

【場 所】玉名市役所 農業政策課 農業振興係（電話：75-1126）

【対象者】野菜・果樹・花き生産で次の要件を満たしていること。

- (1) 攻めの園芸実践プランを策定した地域であって、かつその具現化に資する内容であること。
- (2) 受益戸数は3戸以上あること。
- (3) 受益者は認定農業者等地域農業の担い手であること。
- (4) 熊本県野菜・果樹・花き農業振興計画に掲げてある振興品目を対象とする。  
※但し、中山間農業モデル地域支援事業の取り組み品目については対象とする。
- (5) 整備対象とする施設・機械等は国庫事業の採択基準を満たさないものとする。
- (6) 施設・機械等の規模は概ね次のとおりとする。

（ア）PQC生産支援事業

A ①品質向上対策 ②生産力向上対策 ③コスト低減対策  
（野菜・果樹30a以上、花き20a以上）

1. 施設の整備に要する経費 補助率：1/3以内  
（ベンチ・ベッド施設、養液土耕施設、カーテン施設、換気施設等）
2. 機械の導入に要する経費 補助率：1/3以内  
（スマート農業関連機器、播種機、移植機、中耕管理機、  
土壌改良機、粉碎機、剪定機等）

B 小規模土地基盤整備（50a以上）

1. さく井、関連施設、園地までの配管にかかる経費 補助率：1/2以内
2. 果樹の新植及び果樹の改植にかかる経費 補助率：1/2以内

（イ）高温対策

1. 高温、強日射、乾燥対策に要する経費 補助率：1/3 以内  
(野菜・果樹 30a 以上、花き 20a 以上)  
(遮光資材、鮮度保持資材、地温抑制資材等 (ただし、3 年以上継続し  
使用できる資材))

#### **⑨ 園芸産地における事業継続強化対策 (国・県)**

【時 期】5 月上旬～5 月中旬 (国県の予算により変動)

【場 所】玉名市役所 農業政策課 農業振興係 (電話：75-1126)

##### 1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備

【補助率】定額

【採用案件】都道府県及び市町村が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組

【対象経費】会場借上料、外部講師派遣費、資料等印刷費、協力員に対する謝金

##### 2 事業継続計画の実践

###### (1) 自力施行等の技能習得、災害復旧の実証

【補助率】定額

【採用案件】都道府県及び市町村が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組

【対象経費】研修に参加するための受講費、会場借料上げ費、災害復旧実証にかかる経費等

###### (2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策

【補助率】1/2 以内

【対 象】今後 10 年以上使用することが見込まれるハウス

【採用案件】都道府県及び市町村が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組

【対象経費】台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するためのもの

ア ハウス本体の補強 (筋交い直管、ダイバー、斜材、中柱等)

イ 防風ネットの設置

ウ 耐候性を発揮されるための融雪装置等

エ 停電時の機能維持のための非常用電源の導入 (共同利用に限る)

#### **⑩ 園芸施設有効活用緊急支援事業 (県)**

【時 期】例年 3 月下旬から 4 月上旬

【場 所】玉名市役所 農業政策課 農業振興係 (0968-75-1126)

【対象者】園芸作物の生産で次の要件を満たしていること。

(1) 地域計画に位置付けられた担い手、または、事業実施年度中に位置づけられることが確実であると見込まれる担い手

(2) 事業実施後、8 年間継続して施設を利用すること。

(3) 移設先の土地が本人以外の場合、農地中間管理機構を介した貸借売買契約を行うこと

【対象事業】

##### (1) 中古ハウスの移設

他人からのハウスを譲渡 (借受) して、移設すること。自己所有のハウスの移設は、原則、集約する場合に限る。

##### (2) ハウスの長寿命化 (補修・補強、仕様変更等)

【対象経費】

・ 移設の場合

ハウスの取得費、解体撤去費、運搬費、建込費、必要となる部材等、附帯設備

・ 補修・補強、仕様変更の場合

ハウスの取得費、補修等に必要な部材、施工費、附帯設備

※ハウスの取得費は、残存耐用年数が残っており、新品当時の取得費用が書類で

確認できる場合のみ対象

※附帯設備は、ハウスの移設や長寿命化をしたうえで、最低限必要な温度制御機能を果たす設備等（被覆資材、サイド巻上げ設備、換気設備、カーテン設備、換気扇、加温設備、防虫ネット等）

〈補助対象外〉

温度制御機能の附帯設備としてみなせない設備（炭酸ガス発生装置、循環扇、育苗ベンチ、栽培槽、かん水設備、電照設備、防風ネット、寒冷紗等）

【採 択】

採択の優先は、①中古ハウスの移設、②補修・補強、③仕様変更の順とし、それぞれの中で10aあたりの事業費が低いものから優先とする。

【注意事項】

- ・市の交付決定通知を受けてから事業を実施すること。
- ・交付決定後は、事業費の低減及び適切な事業実施のため、3者以上の見積もりを徴収すること。
- ・令和8年中に事業を完了させ、令和9年1月中に支払いを完了すること。

## ① 新規就農者育成総合対策（国・県）

### (1) 経営発展支援事業（国・県）

【事業内容】 就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援（事業採択方式）

【時 期】 随時（青年等就農計画認定後（新規就農の認定）で要件を満たす場合）

※要望調査については事業実施年度の前年度1～2月頃

【場 所】 玉名市役所 農業政策課 担い手支援係（電話：75-1126）

【対象者】 49歳以下で令和7年度又は令和8年度中に農業経営を開始する認定新規就農者であって、県から支援を受ける者

【支援額】 県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2）

例：国1/2、県1/4、本人1/4

※補助対象事業費上限1,000万円

※上限額を超える費用については本人負担

例：2,000万円の事業（1,000万円上限）

国500万円、県250万円、本人1,250万円

※(2)「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

例：国250万円、県125万円、本人125万円

【対象経費】 機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

※初期投資的な経費

※軽トラ、フォークリフト等の汎用性の高いもの、運転資金は除く

【要 件】

(ア) 親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者であること

※親が農業経営を行っている場合、原則、親元就農者の扱いとなる

(イ) 次の要件を満たす独立・自営就農であること

A. 農地の所有権、利用権を有する

B. 主な機械、施設を所有又は借りていること

C. 本人名義で出荷、取引すること

D. 本人名義の通帳及び帳簿で経営収支を管理すること

(ウ) 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること

(エ) 目標地図に位置付けられていること、又は位置づけられることが確実と見込まれること。

(オ) 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

(カ) 本人負担分について融資を受けること（一部でも可）

### 【特 例】

夫婦で農業経営を開始し、要件を満たせば、補助対象上限額に1.5を乗じて得た額を上限に交付する。

## (2) 経営開始資金（国）

【事業内容】新たに経営を開始する者に対して資金を助成

【時 期】随時（要件を満たした時）

【場 所】玉名市役所 農業政策課 担い手支援係（電話：75-1126）

【対象者】経営開始時に49歳以下の認定新規就農者

【支援額】13.75万円／月（165万円／年） 最長3年間

### 【要 件】

（ア）親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承し、独立自営就農した者であり、新規作物の導入等リスクのある取組を行う者

※親が農業経営を行っている場合、原則、親元就農者の扱いとなる

（イ）次の要件を満たす独立・自営就農であること

- A. 農地の所有権、利用権を有すること
- B. 主な機械、施設を所有又は借りていること
- C. 本人名義で出荷、取引すること
- D. 本人名義の通帳及び帳簿で経営収支を管理すること

（ウ）経営開始計画が5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること  
自らの生産に係る農産物を使った関連事業（加工品製造や農家レストラン等）も含む）

（エ）交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続すること

（オ）地域計画のうち目標地図に位置付けられていること、

（カ）生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

（キ）前年の世帯全体の所得が600万円未満であること

（ク）農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）（経営開始型）を受けていないこと

### 【特 例】

（ア）夫婦で農業経営を開始し、要件を満たせば、補助対象上限額に1.5を乗じて得た額を上限に交付する。

（イ）複数の認定新規就農者が法人を設立して共同経営を行う場合は、それぞれに交付する

### 【停止要件】

（ア）前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（交付金含む）

（イ）経営開始計画を実行するための必要な作業を怠った場合

（ウ）就農状況報告（毎年7月と1月）を行わなかった場合

### 【返還要件】

（ア）虚偽の申請等を行った場合

（イ）交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合

## (3) 就農準備資金（国）

【事業内容】研修期間中の研修生に対して資金を助成

【時 期】研修先で指導（研修開始1か月前までに申込み）

【場 所】玉名地域振興局 農業普及・振興課（電話：74-2135）

【対象者】県が認めた研修機関、先進農家、先進農業法人で研修を受ける就農希望者  
※目標地図への位置付けは不要

（県の認定を受けたJAたまなが指定する先進農家での研修も可能）

【支援額】13.75万円／月（165万円／年） 最長2年間

## 【要件】

- (ア) 就農予定時の年齢が原則 49 歳以下
- (イ) 独立・自営就農、雇用就農又は親元就農すること
  - ※独立・自営就農者については、就農後 5 年以内に青年等就農計画の認定（認定新規就農者）又は農業経営改善計画の認定（認定農業者）を受けること
  - ※親元就農者は、家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割を明確にすること並びに就農後 5 年以内に経営継承する又は独立・自営就農すること
- (ウ) 研修計画が以下の基準に適合していること
  - ・県が認めた研修機関で 1 年以上（年間 150 日かつ 1,200 時間）研修すること
  - ・先進農家、先進農業法人で研修を受ける者にあつては次の要件を満たすこと
    - A 研修先の経営主が親族（三親等以内）ではないこと
    - B 研修先と過去に雇用契約を結んでいないこと（短期のパート等は除く）
- (エ) 常勤の雇用契約を締結していないこと
- (オ) 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複しないこと

## 【返還要件】

- (ア) 適切な研修を行っていない場合
- (イ) 研修終了後 1 年以内に 49 歳以下で独立・自営就農・雇用就農・親元就農しなかった場合
- (ウ) 交付期間の 1.5 倍（最低 2 年間）の期間、自営就農・雇用就農・親元就農を継続しない場合
- (エ) 独立・自営就農した者が就農後 5 年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合。

## (4) 雇用就農資金（国）

【時期】 適宜

【場所】 熊本県農業会議（電話：096-384-3333）

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

【内容】 49 歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金を助成

### 雇用就農者育成・独立支援タイプ（雇用就農者への職場内研修を支援）

【事業内容】 農業者（農業法人、個人農家）が雇用した就農希望者に対し、農業経験豊富な指導研修者を通じて、就農に必要な農業技術や経営ノウハウ等を研修指導することに対して助成

【助成額】 研修生 1 人あたり 60 万円／年 最長 4 年間

※1 経営体当たりの新規採択は同一年度に 5 人（3 人目以降の支援額は年間最大 20 万円）

※研修生が障がい者、生活困窮者、出所者等（以下「多様な人材」という。）の場合は年間最大 75 万円【研修内容】 農業生産に関すること、農産加工、出荷、販売、経営ノウハウ等

## 【主な要件】

(ア) 農業法人等の要件

- ① 農業者、農業法人又は農業サービス事業体であること
- ② 農業経験が原則 5 年以上ある役員又は従業員を「研修指導者」として置くこと
- ③ 研修生と期間の定めのない雇用契約（独立希望者は有期契約）を結び、労災保険、雇用保険（加えて法人は社会保険（健康保険・厚生年金保険））に加入させること

- ④1週間の所定労働時間が、原則、年間平均 35 時間以上であること
- ⑤法律で定める有給休暇・休憩・休日を採用していること
- ⑥働きやすい職場環境整備に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと
- ⑦新たに雇用した者に対する研修計画を定めていること
- ⑧地域計画に農業を担う者として位置づけられた者又は位置づけられることが見込まれること
- ⑨「農業経営人材育成研修プログラム（中級コース）」のうち「労務管理」の科目を修了している又は支援開始後 1 年以内に修了すること

(イ) 研修生の要件

- ①本事業の研修終了後も継続して就農する意志があり、正社員（独立希望者は従業員）として採用日時点で 49 歳以下の者
- ②正社員（独立希望者は従業員）として研修開始時点で 4 ヶ月以上継続雇用されていること
- ③過去の農業経験が 5 年以内であること
- ④過去に農業次世代人材投資資金（青年就農給付金を含む）の準備型の交付を受けて同様の研修を受けていないこと
- ⑤原則として経営主の親族（3 親等以内）ではないこと

**新法人設立支援タイプ（農業法人の設立に向けた研修を支援）**

【事業内容】独立就農して法人を目指す新規就農者や後継者のいない農業者が、農業経営資産を第三者である新規就業者に継承し、その後法人を目指す新規就業者を、農業経験豊富な研修指導者を通じて、就農に必要な農業技術や経験ノウハウ等を研修指導することに対して助成

【助成額】研修生 1 人あたり年間最大 120 万円（3 年目以降は年間 60 万円）  
（多様な人材の場合、年間最大 150 万円）

【助成期間】最長 4 年間

あらかじめ 2 年分の研修計画が必要で、3 年目以降は 1 年毎に必要

【研修内容】農業生産に関すること、農業経営に関すること等

(ア) 就農希望者が独立する場合：

新たに雇用した就農希望者が、独立して新たな農業法人を設立するために必要な研修について支援

(イ) 親族以外の就農希望者に経営を継承する場合：

新たに雇用した就農希望者が、経営を継承し、新たな農業法人を設立するために必要な研修について支援

【主な要件】

(ア) 農業法人等の要件

A. 独立する場合

- ①従業員として、雇用契約を締結すること
- ②この他は雇用就農者育成・独立支援タイプの「農業法人等の要件」を満たすこと

B. 経営継承する場合

- ①雇用就農者育成・独立支援タイプの「農業法人等の要件」を満たすこと
- ②研修開始時点で法人ではないこと
- ③後継者が不在で、今後 5 年以内に経営を中止する予定であること
- ④農業経営の継承を希望する第三者に移譲する意志があること
- ⑤就農希望者に対して経営状況を積極的に開示する意志があること

(イ) 研修生の要件

- ①本事業での研修終了後 1 年以内に法人設立する意向があり、研修開始時点で 50 歳未満である者
- ②従業員として研修開始時点で 4 ヶ月以上継続雇用されていること（独立する

場合)

- ③これらの他は雇用就農者育成・独立支援タイプの「研修生の要件」を満たすこと

**次世代経営者育成タイプ（他の農業法人・異業種の法人でOJT研修を支援）**

【助成内容】 農業法人等の従業員等を他の法人（農業又は異業種）に派遣・出向させ、派遣・出向先の研修指導者を通じて、農業技術や加工販売技術、経営ノウハウ等を研修指導します。

その代わりに、派遣元農業法人等に対して派遣される、従業員等の代替として雇用した従業員の人件費等について助成

【助成額】 研修生1人あたり年間最大120万円

【助成期間】 最短3ヶ月～最長2年間

【研修内容】 農業法人等と研修先法人の間に定められた契約に基づき、両法人等と雇用関係のもと、研修先法人において行う実践的な内容

【主な要件】

（ア）農業法人等の要件

派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること 等

（イ）研修先法人等の要件

次世代の経営者になるために必要な経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること 等

（ウ）研修生の要件

派遣についての契約日時点で、原則55歳未満の者であること 等

**⑫新規就農者確保緊急円滑化対策（国・県）**

**【世代交代円滑化タイプ】**

【事業内容】 地域計画の実現に向け、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展するために、①農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、②機械・施設等の導入を支援する。（事業採択方式）

【時 期】 随時（青年等就農計画又は農業経営改善計画認定後（要件を満たす場合）  
※要望調査については事業実施年度の前年度1～2月頃

【場 所】 玉名市役所 農業政策課 担い手支援係（電話：75-1126）

【対象者】 49歳以下で令和6・7・8年度中に農業経営を開始する（している）認定新規就農者又は認定農業者であって、県から支援を受ける者。

【支援額】 ①：国1/3、県1/6 ②：国1/2、県1/4

※補助対象国費上限額600万円（県の2倍を国が支援）

※上限額を超える費用については本人負担

例：2,000万円の事業

国600万円、県300万円、本人1,100万円

※（2）「経営開始資金」との併用は不可

【対象経費】 機械・施設の修繕・移設・撤去費用、法人設立費用専門家謝金等費用、機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等  
※軽トラ、フォークリフト等の汎用性の高いもの、運転資金は除く

【要 件】 （ア）令和6年度以降に農業経営を開始した個人又は法人であること。

（イ）青色申告を行うこと。

（ウ）機械・施設の取得費用について、金融機関から融資を受けること。

（エ）経営発展支援事業、経営開始資金事業、経営継承・発展支援事業の受給を受けていないこと。

【共同申請】 ①の取組を実施する場合、交付対象者と経営移譲者等による共同申請が可能。（市町村・JAなど、地域サポート計画に位置付けられた関係機関を含む）

む。)

交付対象者が研修中など経営開始前の場合、共同申請を行い、事業実施年度の翌年度までに経営を開始し、事業要件を満たせば事業を活用可能。

### ⑬ 遊休農地解消対策事業（国）

令和8年度からの新規事業のため、詳細が分かり次第、市HPでお知らせします。

【時期】未定

【場所】玉名市役所 農業政策課 担い手支援係（電話：75-1126）

【交付額】国：43,000円/10a

県：国補助額に上乘せあり（金額未定）

【対象者】地域計画に位置づけられた者（認定農業者、認定新規就農者）

【対象農地】・農地中間管理事業で10年以上の貸借契約された農地

※10未満で解約された場合は全額返還

・農業振興地域内の1号遊休農地（自己所有地以外）

・日本型直接支払交付金制度（多面的機能支払、中山間直接支払）における活動区域外の遊休農地であること。

### ⑭ 経営所得安定対策（国）

【時期】4月上旬～中旬（JA各支所等にて受付）

【場所】玉名市地域農業再生協議会（電話：75-1126）

（玉名市役所 農業政策課 農業振興係）

【対象者】交付金対象作物を販売目的で生産する「販売農家（法人含む）」と「集落営農」を対象とする。※ゲタ・ナラシについては認定農業者に限る。

【補助内容】

(1) 水田活用の直接支払交付金

ア 戦略作物助成

・米粉用米、飼料用米…5万5千円～10万5千円/10a

・WCS用稲…8万円/10a

・麦・大豆・飼料作物…3万5千円/10a

（飼料作物は多年草で当年産は収穫のみ行う場合は1万円/10a）

・加工用米…2万円/10a

イ 産地交付金（県及び市取組の単価については配分枠に応じて変動あり）

【国取組】

・そば、なたね、輸出用米（基幹作）…2万円/10a

・輸出用米の複数年契約…1万円/10a

【県取組】

・担い手加算（麦、大豆基幹作）…3千円/10a

・生産性向上加算（飼料用米、米粉用米の堆肥散布、増肥）

…1万2千円/10a

・安定供給助成（加工用米の複数年契約）…1万円/10a

・水田高度利用加算（麦、大豆、飼料作物）

…3千円/10a ※担い手加算との重複不可

・高収益作物作付加算（野菜等高収益作物の基幹作）…3千円/10a

【市取組】

・団地化助成（大豆と麦又は飼料用米や米粉用米、加工用米、輸出用米による）

大豆…2万8千円/10a

麦…1万7千円/10a

飼料米・米粉用米・加工用米・輸出用米…2万3千円/10a

・二毛作加算（麦、加工用米、飼料作物の二毛作）

1万円/10a

- ・資源循環（耕畜連携）（WCS収穫前後の堆肥散布）  
1万1千円/10a
- ・地力増進（大豆、飼料用・米粉用米の定植前の推肥散布）  
1万5千円/10a
- ・露地野菜の二毛作（米、戦略作物の裏作で露地野菜1ha以上の耕作）  
1万1千円/10a
- ・高品質麦（ミナミノカオリのプレミアムTとして出荷）  
1万9千円/10a
- ・多収性品種での輸出用米（やまだわら・ちはるか等による輸出用米）  
1万8千円/10a
- ・地域振興作物（1,000㎡以上の販売用野菜・花き・その他作物）  
9千円/10a
- ・団地化集積協力金（飼料用米、米粉用米による団地化）  
9千円/10a

(2) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

麦・大豆などの品質、数量に応じた支払い(数量払・面積払)

(3) 収入減少影響緩和対策（ナラシ）

米、麦、大豆の価格（地域価格）が下落した際に収入を補てんする。

(4) 畑地化促進事業

①畑地化支援事業・定着促進事業

水田を畑地化して高収益作物及び畑作物の本作化に取り組む農業者を支援。

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
・高収益作物 (野菜、花き等) または ・畑作物 (麦、大豆、飼料作物、子実 用とうもろこし、そば等)	7万円/10a (1回のみ)	2万円/10a×5年間 または 10万円/10a×1年間

※畑地化の取り組みは、交付対象水田から除外する取組を指す。

(地目の変更を求めるものではない)

※交付対象水田から除外した水田は、今後対象水田に戻すことはできず、水田活用の直接支払い交付金を受けることはできない。

②産地づくり体制構築等支援

・土地改良区決済金等支援

畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に。土地改良区の地区除外決済金を支援。

(定額：ただし上限25万円/10a)

【注意点】上記の助成を受ける場合は、以下の点に注意する。

- (1) 麦・大豆で助成を受ける場合は、播種前契約及び出荷時の農産物検査結果の提出が必要。
- (2) WCS、飼料用米、米粉用米、加工用米、輸出用米で助成を受ける場合は、国から認定を受ける必要がある。個人が取組の場合は、取組計画書、実需者との契約書の提出、JAを介する場合は、JAとの契約が必要。
- (3) 収入減少影響緩和対策については、収入保険制度との併用はできない。
- (4) 助成単価については、変動あり。

### ⑮ 環境保全型農業直接支払事業（国・県・市）

【時 期】例年 6 月中旬

【場 所】玉名市役所 農業政策課 農業振興係（電話：75-1126）

【対象者】化学肥料、化学農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体

【要 件】

- (1) 販売を目的に作物を生産していること
- (2) 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
- (3) 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

【補助内容】

	対象取組		交付単価 (10a 当たり)
全国共通取組	有機農業	そば等雑穀、飼料用作物以外注 1)	14,000 円
		そば等雑穀、飼料作物	3,000 円
	堆肥の施用注 2)	主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を施用（水稻 0.5t/10a 水稻以外 1t/10a）	3,600 円
	緑肥の施用注 2)	カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000 円
	総合防除注 2)	そば等雑穀、飼料用作物以外	4,000 円
		そば等雑穀、飼料作物	2,000 円
	炭の投入	炭を施用（50kg 又は 500L/10a 以上）	5,000 円
取組拡大加算	農業者団体による、有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けた技術指導等の活動（月 1 回程度実施）		新規取組面積あたり 4,000 円

注 1) このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施した上で堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000 円/10a を加算

注 2) 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

※取組面積の増加により、単価変動あり。

### ⑯ 環境負荷低減事業活動（みどり認定）・くまもとグリーン農業（県）

【時 期】随時（認定は年 4 回県にて実施）

【場 所】玉名市役所 農業政策課 農業振興係（電話：0968-75-1126）

【対象者】①土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減、②温室効果ガスの排出削減、または③農林水産大臣が定める事業活動に取り組む玉名市内農林漁業者または農林漁業者が組織する団体

【事業内容】①資金の貸付、②税制特例、③国の補助事業等の優先採択、及び④「くまもとグリーン農業」マーク（くまモンマーク）の使用が可能。

### ⑰ 中山間地域等直接支払制度（国）

【時 期】随時

【場 所】玉名市役所 農業政策課 農業振興係（電話：75-1126）

【目 的】耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産活動の維持を通じて多面的機能の確保を目的に直接支払い

【対象地域】 特定農山村法など地域振興 8 法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域

【対象農用地】 対象地域内で次の基準に該当する農振農用地内の農用地（1ha 以上）

(1) 急傾斜地 水田…傾斜：1/20 以上

畑、草地、採草放牧地…傾斜：15 度以上

(2) 緩傾斜地 水田…傾斜：1/100 以上 1/20 未満

畑、草地、採草放牧地…傾斜：8 度以上 15 度未満

※緩傾斜地は急傾斜地に隣接していなければならない。

【対象者】 対象農用地内で協定に基づき 5 年以上農業生産活動等を行う農業者等

【対象行為】 (1) 耕作放棄の発生防止などの基礎的な活動

(2) 農用地等保全マップの作成及び実践（ア又はイ）

（ア）共同で支えあう農業生産活動の「取り決め」

（イ）農業生産条件の強化や担い手の育成など、より前向きな取り組み

#### ■ 【交付単価】 体制整備単価（上限額）

地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜地	21,000
	緩傾斜地	8,000
畑	急傾斜地	11,500
	緩傾斜地	3,500
草地	急傾斜地	10,500
	緩傾斜地	3,000
	草地比率の高い草地	1,500
採草放牧地	急傾斜地	1,000
	緩傾斜地	300

#### ⑩ くまもと土地利用型農業競争力強化緊急支援事業（県・市）

農業機械等の価格高騰の影響を受けた農業者を緊急的に支援し、土地利用型農業の競争力強化を図るため、地域営農組織育成支援では広域農場の前段階である地域営農組織の規模拡大や低コスト新技術の導入を推進し、中山間等組織化支援では中山間地域等での機械の共同利用や組織化の取り組みの拡大を図る。

【募集期間】 3 月～4 月（R7 年度実績）

##### (1) 地域営農組織育成支援（ハード事業：上限 500 万円/1 申請 格納庫は 1 箇所）

【場 所】 玉名市役所 農業政策課 農業振興係（電話：75-1126）

【対象者】

対象作物(米、麦、大豆)経営面積が目標 10 ヘクタール以上の地域営農組織、農業法人等(地域営農組織の場合は構成員 3 戸以上。代表者の定めがあり、組織及び運営について規約の定めがあること)であり、対象作物の生産面積を拡大する計画を有すること。ただし、1 戸 1 法人にあっては、経営規模が概ね 50 ヘクタール以上かつ受益地区の水田面積の 5 割以上を集積する計画があること。

【内 容】

土地利用型作物(米、麦、大豆)の作付面積拡大や新技術の導入に必要な機械等および格納庫の整備に要する経費。格納庫の整備の事業実施主体は地域営農組織または農業法人とする。導入する機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

【補助率】 1/2 以内(上限 500 万円とし、格納庫は 1 箇所のみ採択)

##### (2) 中山間地域等組織化支援

【対象者】

次のアからウの全てに該当する地域営農組織、農業法人等(構成員 3 戸以上)。

ア 受益農地の過半が地域農業類型区分の 3(中間農業地域)または 4(山間農業地域)であること

イ 受益のうちで対象作物(水稲、麦、大豆)を生産する計画であること。

ウ 次のいずれかに該当すること

- ・ 水田経営面積(現況)が概ね 30ha 以下
- ・ 設立 5 年以内
- ・ 平均筆面積 20a 未満

【内 容】

中山間地域の米、麦、大豆生産の効率化や新技術の導入に必要な機械または「特色ある米作り」に必要な機械等の整備に要する経費。ただし、専ら飼料生産に使用する機会は除く。導入する機械等は、動産総合保険等の保険に加入すること。

【補助率】

1/2 以内(上限 500 万円)

#### ⑱ 麦類生産技術向上事業(国・県・市)

品質向上や病害対策、気象変動、生産費上昇への対応等の近年の麦類を取り巻く課題に対し、地域ぐるみで麦の生産性向上を図る産地を支援。

※玉名市地域農業再生協議会を事業主体として実施。

【場 所】玉名市役所 農業政策課 農業振興係(電話：75-1126)

【支援要件】

地域の課題解決に向けて、施肥・防除体系に係る指導助言を受け、産地の持続的振興に取り組むこと。

【募集期間】3月～4月

【支援額】麦の作付面積に応じ、2,000円以内/10a

#### ⑳ 玉名市有害獣被害防護施設整備事業(市)

【受付時期】4月中旬から5月下旬まで(玉名市HP及び広報誌にて周知)

【場 所】玉名市役所 水産林務課 林務係(電話：75-1403)

【対象者】住所を玉名市内に有する農業経営者で玉名市に対する税金の滞納のない者

【対象事業】対象となる有害獣は、イノシシ等の獣類とし鳥類は対象外。対象となる地域は、玉名市及び玉名市の隣接地(小岱山及び金峰山等)。また、事業を実施する農地が農地基本台帳に登録されている農地であること。

販売及び自家消費農作物等の食害、田植え直後の倒伏被害、作付地及び畦畔等の掘り起しによる農地の被害の防止を目的とする施設整備を対象とする。電気柵やワイヤーメッシュ柵等の購入費に対し補助を行う。

【対象経費】新たに施設整備を行う経費のうち、消費税相当額を含めた施設整備に必要な資材の購入費のみを対象とする。運搬費、設置費等は含まない。

また、補助金の交付は、同一年度内に1回限りとする。

【補助額】

補助率	1/3 以内
補助上限額	個人：8万円、団体：15万円

#### ㉑ 玉名市天水地区有害獣被害防護施設整備事業(市)

【受付時期】4月中旬から5月下旬まで(玉名市HP及び広報誌にて周知)

【場 所】玉名市役所 水産林務課 林務係(電話：75-1403)

【対象者】玉名市有害獣被害防護施設整備事業の交付決定を受けた者で、天水地区に被害防護施設を整備するもの

【対象事業】玉名市有害獣被害防護施設整備事業の対象事業のうち天水地区に被害防護施設を整備するもの

【対象経費】玉名市有害獣被害防護施設整備事業に要する経費のうち天水地区に設置する資材の購入費とする。

【上乗せ補助額】

補助率	1/6 以内
補助上限額	個人：4 万円 団体：7 万 5 千円

## ⑳ 玉名市鳥害対策事業（市）

【受付時期】 10 月上旬から 11 月下旬まで（対象者へ DM にて周知）

【場 所】 玉名市役所 水産林務課 林務係（電話：75-1403）

【対象者】 住所を玉名市内に有する農業経営者で玉名市に対する税金の滞納のない者

【対象事業】 カモ類、バン類といった有害鳥類が対象。対象となる地域は、玉名市大浜町字大栄、玉名市横島町共栄。また、事業を実施する農地が農地基本台帳に登録されている農地であること。

販売及び自家消費露地野菜等の食害被害防止を目的とする資材の購入費用を対象とする。

防風ネット、テグス及び支柱、防鳥ライト、レーザー照射機等の購入費に対し補助を行う。

【対象経費】 新たに鳥害対策を行う経費のうち、消費税相当額を含めた資材の購入費のみを対象とする。運搬費、設置費等は含まない。

また、補助金の交付は同一年度内に 1 回限りとする。

### 【補助額】

補助率	1/3
補助下限額	1 万円
補助上限額	個人：8 万円 団体：15 万円

## ㉑ 多面的機能支払交付金事業（国・県・市）

【時 期】 随時

【場 所】 玉名市役所 農地整備課 管理係（電話：75-1123）

【対象者】 農業者のみで構成される活動組織又は農業者及び地域住民、農業者団体等で構成される活動組織

【事業内容】 地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援

### (1) 農地維持支払交付金

農地法面の草刈や水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える地域活動を支援

### (2) 資源向上支払交付金

水路、農道等の軽微な補修、景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

### (3) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化）

老朽化が進む農地周りの水路、農道等の補修・更新等による施設の長寿命化のための活動を支援

### 【基本単価】

円/10a	①農地維持支払 ※7	②資源向上支払 (共同) ※1, 2, 3	①と②に取り 組む場合	③資源向上支払 (長寿命化) ※4, 5	①, ②, ③に取り 組む場合※6
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑 ※8	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1 農地・水保管理支払の取組を含め 5 年以上実施した地区は、②の単価に 0.75 を乗じた額となる。

※2 ②の資源向上支払(共同)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが基本となる。

- ※3 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない地区は、単価の5/6を乗じた額となる。
- ※4 直営施工を実施しない地区は、単価は5/6を乗じた額となる。
- ※5 広域活動組織の規模を満たさない場合、③の交付額は、保安全管理する区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象農用地を乗じた額の小さい額となる。
- ※6 ②及び③と一緒に取り組む地区は、②の単価0.75を乗じた額となる。したがって、①、②及び③と一緒に取り組む場合、田では合計9,200円/10aとなる。
- ※7 事業計画期間中に畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は地目変更前の単価を適用する。
- ※8 畑には樹園地を含む。

## **⑭ 玉名市土地改良事業（市）**

【時期】随時

【場所】玉名平野土地改良区（電話：72-3374）

【各種事業】土地改良区域内における次の事業。ただし、公益性（複数の受益者に効果をもたらす）があること。

### **(1) 7:3事業**

【内容】農業用排施設等の補修

【金額】事業費の負担割合は、土地改良区7割、地元負担3割とする。

ア 1工区の事業費が100万円以下のもの

イ 事業の必要性及び効果が明らかで、かつ、技術的に実施可能なもの

ウ 事業は原則として新設及び改良とし、維持管理的ではないもの

エ 各地区の土地改良区理事・総代を申請者とする。

### **(2) 8:2事業**

【内容】農道の舗装

【期間】令和8年度まで

【割合】事業費の負担割合は、土地改良区8割、地元負担2割とする。

ア 1工区の事業費が200万円以下のもの

イ 事業の必要性及び効果が明らかで、かつ、技術的に実施可能なもの

ウ 事業は原則として新設及び改良とし、維持管理的でないもの

エ 各地区の土地改良区理事・総代を申請者とする

### **(3) 機械借上げ補助（用排水路、農道、ため池、堰等の補修、浚渫）**

各地区の土地改良区理事・総代を申請者とする。

### **(4) 原材料費補助（用排水路、農道、ため池、堰等の補修）**

各地区の土地改良区理事・総代を申請者とする。

### **(5) 修繕費補助（用排水路、農道、ため池、堰等の修繕）**

各地区の土地改良区理事・総代を申請者とする。

### **(6) 単独事業（用排水路、農道、ため池、堰等の修繕）**

各地区の土地改良区理事・総代を申請者とする。

※補助金額については、予算の範囲内にて確定

## **⑮ 農作業安全講座（県農業大学校）**

【時期】4月6日（月）～4月24日（金）

【場所】玉名地域振興局 農業普及・振興課地域農業支援班（電話：74-2136）

【要件】抽選

熊本県立農業大学校において、一般農業者を対象とした大特の農耕用限定（定員24人×5回）、けん引（20人×5回）の免許取得講習を開催。

【資格要件】原則として(1)、(2)の要件を満たす者。

(1)熊本県警察本部が実施する運転免許試験の要件を満たす者。

ア 大特

(ア) 現有免許証の住所が熊本県内であること。

- (イ) 普通免許取得者であること。
- (ウ) 視力が両目で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。  
一眼の視力が0.3に満たない者もしくは一眼が見えない者は、他眼の視力が左右150度以上で、視力が0.7以上であること（矯正視力を含む。）

イ けん引

- (ア) 現有免許証の住所が熊本県内であること。
- (イ) 大特（農耕者限定も含む）免許取得者であること。
- (ウ) 視力が両目で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること（矯正視力を含む。）
- (エ) 深視力が三かん法の奥行知覚検査器により3回の平均誤差が2cm以下であること。

ウ 特記事項

身体障害者手帳を有する者、または現有免許証で身体障害について条件が付いている者は、受験にあたって事前に運転免許センターにて適性相談を受け、熊本県公安委員会が発行する「適性相談通知書」の確認がとれた場合等に限る。

(2) 所定の講座全日程に欠席せず参加できる者。

【必要経費】 大特	: 6,200 円
けん引	: 7,000 円
受験料	: 2,800 円
傷害保険料	: 1,100 円程度（講座初日に加入手続き有り）
免許写真は申請者が準備する	（縦3cm、横2.4cmを2枚）

申込期間中に、玉名地域振興局へ免許証を持参し、申請書に記入。  
 ※詳細については、県立農業大学校ホームページを参照。（3月頃に記事更新）  
 ※申込者の状況により開催回数が追加される場合もある。

**②⑥ 施設園芸等燃料価格高騰対策事業（国）**

経営費に占める燃料費の割合の高い施設園芸において、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を支援するため、計画的に省エネルギー化等に取り組む産地を対象としたセーフティネット対策として、農業者と国で基金を設け、燃油・ガスの価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付。

【場 所】 熊本県農林水産部生産経営局 農産園芸課（電話：096-333-2392）

【加入要件】

- ・施設園芸を営む者によって、それぞれ3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等であること
- ・3年間で燃料使用量を15%以上削減する計画（省エネルギー等推進計画）の計画を策定していること など

【対象燃料】 A 重油、灯油、LPガス、（プロパンガス）、LNG（都市ガス）

【募集期間】 4月～7月（R7年度実績）

【補填対象期間】 10月～翌6月

【補填額】 補填単価（発動基準価格との差額）×当月購入数量の70%※  
 ※価格急騰時等には、100%に引き上げ